

年金の確認はすみましたか？

1, 年金の空白期間があると・・・

現在問題になっている「年金の空白期間」とは、正確には「国民年金の空白期間」の事です。

(資料2)にあるとおり、学校職員の年金は「老齢基礎年金(国民年金)＋共済年金」、職員の配偶者が被扶養者の場合は「老齢基礎年金(国民年金)＋振替加算額」を受給するのですが、国民年金は、保険料を25年間納付しなければ、受給資格が生じません。又、40年間納付し続けなければ満額受給できません。

空白期間があると、国民年金が受給できない、満額貰えない、あるいは保険料を払い過ぎる可能性があります。

保険料の過去に遡っての納入は、専業主婦の場合は、昭和61年まで遡って保険料を納入できますが、それ以外は2年しか遡れません(学生など免除申請をしていれば10年)。夏休みの、時間のある時に早急にご確認されることをお勧めします。

資料1 年金の種類

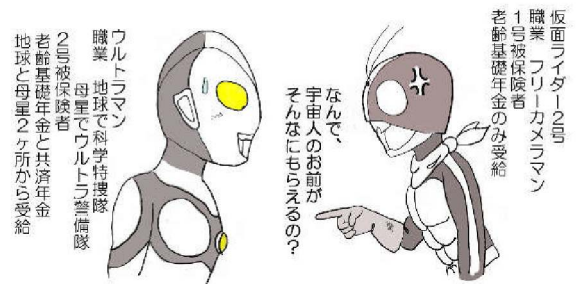
1号被保険者	①個人で事業を行うもの ②雇用されているが厚生年金保険に入っていないもの(パート、フリーター) ③会社組織に属さないもの(タレント、スポーツ選手)
2号被保険者	①厚生年金保険 ②国家公務員共済年金 ③地方公務員等共済年金 ④私立学校職員共済年金
3号被保険者	2号被保険者に扶養されている配偶者で二十歳以上、六十歳未満。外国人、外国居住者でもなれる。

資料2 年金支給のイメージ

3階部分 個人年金	個人で保険会社などに掛ける企業年金
2階部分 報酬比例年金(公務員共済で平均23.1万円)	退職共済年金、厚生年金
1階部分 基礎年金(平均年金月額5.8万円)	老齢基礎年金(俗に言う国民年金)、障害基礎年金等

学校職員は2号被保険者ですので、原則1、2階部分を受給します。

学校職員を配偶者とする3号被保険者は1階と振替加算額を受給します。この年金は特定のものを除き、課税対象(住民税、所得税、固定資産税、介護保険等)となります。



2, 確認すべき事とは・・・

下記のケースに該当する方は、社会保険事務所へ確認を取られた方がいいと思われます。

① 職員本人にかかわる事例

ア・職員に採用される前に、臨時的任用職員だった

※ 3ヶ月以上の任用は厚生年金に、2ヶ月未満は国民年金となりますが、共済年金に入っていると勘違いして払っていない方、逆に厚生年金と国民年金両方の掛金を払っている方など、確認と整理が必要です。

イ・職員に採用される前に、別の仕事をしていた（厚生年金に入っていた）。

※ 事業所の入力違いにより、空白が生じる可能性があります。特に名前に濁点のある方は「ヤマザキ」「ヤマサキ」などの違いで別人となっている可能性があります。

ウ・学生時代に、国民年金に加入していた

※ 本人が知らずに親が払っていた例もあるので、確認ください。

②配偶者にかかわる事例



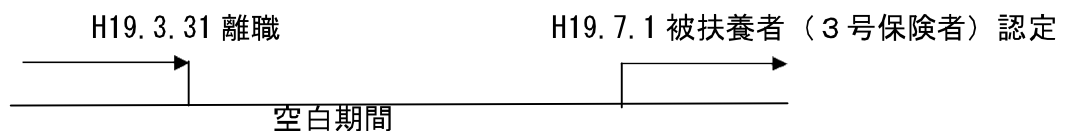
パートや専業主婦の配偶者は、職員の被扶養者（3号被保険者）として認定されなければ、空白期間が生じます。

ア・最初から専業主婦、パートの配偶者がいる

※ 可能性は低いですが、61年以前に結婚して、61年以降に3号認定をしなかった。あるいは61年以降の結婚時に手続きせずにそのまま、という事があります。共済組合では、配偶者の被扶養者認定時に、3号被保険者の申請が義務づけられていますが、制度が始まったばかりの昭和61年から平成の初め頃までは、本人が直接市町村に申し出る事になっていたもので、要注意です。

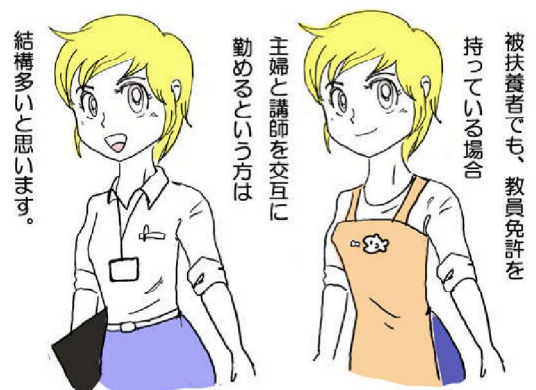
イ・ 配偶者が結婚前に会社で働き、厚生年金に入っていた。

※ 離職から被扶養者（3号被保険者）認定までの間に期間があり、その間国民年金の手続きをしていない場合。



ウ・ 結婚後、3号被保険者に認定されていたが、その後何度か厚生年金に該当する会社に勤めていた。

※ 厚生年金と共済年金の変更手続きをせずに、空白期間が出来た。あるいは両方の保険料を払っている可能性有り。共済組合によると、一番教職員に多いトラブルだそうです。



社会保険事務所への問い合わせについて

- ・ 年金に関する問い合わせは、本人でなければできません。
- ・ 自分の年金基礎番号を控えていれば、電話で年金記録の郵送を申請できます。
- ・ 配偶者（3号被保険者）の認定は、昭和61年4月までさかのぼっての認定、掛金納入が可能です。
- ・ 問い合わせ先 都城保険事務所 都城市一万城71-1 TEL 0986-23-2571

